国際障害者年の記念行事を開催

テーマは「完全参加と平等」

市民福祉講座

▽とき　10月3日（土）午後1時30分～3時30分　8日（木）午後1時30分～4時　17日（土）午後1時30分～3時30分
▽ところ　向日市民会館
※8日は市役所正面玄関前に集合
▽参加資格　向日市民および向日市内に勤務先のある方
▽参加料　無料
▽テーマ　10月3日＝国際障害者年とわたしたち　定員70名　8日＝乙訓の障害者（児）福祉施設見学　定員25名　17日＝障害者とスポーツ　定員70名
▽申込み方法　左記あてにハガキまたは電話で申し込んでください。
福祉課　〒617向日市寺戸町中野20番地
☎931―1111

向日市民のつどい

市内の26団体で実行委員会を構成し、障害をもつ人たちの抱えている問題をひとりでも多くの人とともに考えていこうと「向日市民のつどい」を開催します。
▽とき　11月1日（月）午前10時から
▽ところ　向日市民会館ホール・その他ホールでの催し
記念式典・記念講演「障害者のくらしと地域福祉」・コンサート・手話劇・合唱や合奏など
映画「ドラえもん」「ケンちゃんの冒険」など
▽その他の場所での催し
障害者と老人の作品展＝市民会館第1会議室
福祉機器展＝市民会館東側駐車場
福祉バザー＝市民会館東側道路
共同作業所の作品展・展示と即売＝市民会館東側道路

作品を募集

実行委員会では次の要領で障害者と老人の作品展の作品を募集します。
▽受付日　10月23日～29日午前10時～午後3時
▽受付場所　老人いこいの家（市民会館内）
▽お問い合わせ
福祉課　内線280

市民文化祭にご参加を

あなたとつくる文化の祭典

▽とき　11月2日～11月4日
▽ところ　中央公民館
◇出品者資格　市内在住の高校生以上の方、または市内に勤務しておられる方で個人に限る。
◇出品点数　1人2点以内
◇出品物　絵画、写真、書、手芸（刺しゅう・紙人形など）、陶器、彫木など。これらはいずれも自作で未発表の作品に限ります。ただし、次のものは対象から除く＝生花、植木、盆栽などの鉢もの、家具、考古学的資料、販売目的として作った作品
◇出品物の大きさ　絵画＝F20号以内で額縁・パネル書＝半切以内で額縁・表装・仮巻　工芸品（手芸等）＝立体0.5㎡以内　平面1.0㎡以内
◇申込み方法　出品される方は、中央公民館に備えつけの用紙に必要事項を記入のうえ、お申込みください。
◇申込み期間　10月1日～22日
◇申込み・お問い合わせ
中央公民館☎932―3166
■特設コーナー
◇陶芸コーナー　ろくろ回しの実演（絵付けを希望される方は実費負担）

ご参加ください

高齢者スポーツ教室

▽とき　10月4日（日）午前の部　午前9時～12時　午後の部　午後1時30分～4時30分
▽ところ　午前の部　向陽小学校・第3向陽小学校　午後の部　向陽小学校・第2向陽小学校（雨天の場合はいずれも体育館）
▽参加料　無料
▽種目　ゲートボール・ポイントゴルフ
▽対象　市内の60歳以上の方
▽ところ　向陽高校・第5向陽小学校グランド
▽対象　市内の高校生以上の方によるチーム
▽参加料　1人50円（傷害保険料）
▽試合方法　トーナメント方式
▽チーム数　男子チーム24チーム　女子チーム8チーム（チーム数に達した場合は締切ります）
▽組み合わせ抽選会　10月20日（火）午後8時から市民会館において
▽申込み方法　10月16日（金）までに所定の用紙で教育委員会へ

市長杯争奪 市民ソフトボール大会

▽とき　10月25日（日）午前8時30分開会式
▽ところ　向陽高校
☎931―1181

市民卓球教室

▽とき　11月1日・8日・22日・29日・12月6日（いずれも日曜日）午後1時～4時
▽ところ　第6向陽小学校体育館
▽対象　市内の高校生以上の方（前期教室参加者も可）
▽定員　60名
▽参加料　1人100円（傷害保険料）
ラケットは各自持参してください。
▽申込み方法　10月20日（金）までに所定の用紙で教育委員会へ

乙訓健康教室

▽とき　10月8日（木）・16日（金）・22日（木）29日（木）　午後1時30分～4時
▽ところ　向日市民会館
▽テーマ　10月8日＝「中高年の歯の話」「生きがいある老後を過すために」16日＝「心の病のいろいろ」「お酒と上手につき合う法」　22日＝「いざという時の応急手当」・懇談会　29日＝「〝うんこ〟による健康管理」
▽お問い合わせ　健康管理課　内線232

親子カルタ

百人一首を楽しみませんか。せわしい世の中に伝統ある遊びがわすれ去られています。
▽練習日　第1金曜日午前10時～12時　第3日曜日午後1時30分～4時
▽連絡先　綿本
☎921―0379

10月の行事予定

老人福祉センター

▽休館日　4日（日）・10日（体育の日）・12日（月）・18日（日）・25日（月）
▽清掃の日（老人福祉センター内外）　1日（木）　午前10時30分～11時30分
▽おとしよりよろず相談　6日（火）　午後1時30分～3時30分
▽血圧測定　1日（木）・15日（木）　午後1時30分～3時30分
▽独居老人昼食会　2日（金）・16日（金）　午前11時30分～午後1時
▽高齢者職業相談　13日（火）　午前10時～午後4時
▽健康相談　9日（金）・23日（金）　午後2時～3時30分
▽老人セーフティクラブ　16日（金）　午後2時～3時
▽レントゲン撮影（結核検診）　19日（月）　午後1時～3時40分
▽映画会　25日（日）午後1時～2時

ことばきこえの教室 ⑤

●吃音（上）

今回は幼児期の吃音について説明しましょう。
吃音が始まりやすいのは三歳をすぎたころです。
この時期は発達の転換期とよばれ、次のような特徴が見られます。
まず、話しことばはどんどん増え、自分でしたい、自分のものなど自己主張が強くなります（自我の芽生え）。その反面、がまんしたり自分をコントロールしたりする力は、まだ弱いので子どものわがままに手を焼かれるお母さんも多いことでしょう（反抗期）。
この転換期には子どもは大きく伸びてゆく一方、心身の不安定な面もあります。
この時期に急激な環境の変化や親子関係がしっくりいかない、集団になじめないなどの要因が加わると、吃音やチック、指しゃぶり、夜尿、おう吐などの心身症状が始まることがあります。
これらの症状はすべて子どもの欲求不満や不適応をあらわす大人へのSOS信号です。
したがってそれらを直そうとするには、まずその原因を取り除いてあげることです。また、じっくり話を聞いてあげる、心ゆくまで遊んであげる、禁止事項をへらすなど、育てる態度をかえるだけでよくなるケースがほとんどです。
（この欄についてのご感想・ご質問・ご意見をお寄せください）

ことば・きこえの相談
▽とき　毎週土曜日　午前中
▽ところ　第6向陽小
☎934―0403

（ゆずります）

事務机といす	1件	剣道具	1件
セミダブルベッド	1件	食器だな	1件
学習机の上部の本立て	1件	電動ミシン	1件

（ゆずってください）
子供用自転車（14.16インチ）・ベビーバギー・ピアノ・剣道具一式（低学年用）・エレクトーン・三輪車・ベビーベット・ピアノ

◇連絡先　経済課　内線278

いにしへの浪漫を追って

市史編さん活動日誌から⑲

向日町の成立

脇田　修（大阪大学助教授）

向日市の誕生のとき、市名をどのようにするかが論議されたが、そのなかに向日町市という主張もあった。町と市が重なるのはおかしいと思ったのか、この提案はほとんど問題にならなかった。四日市や八日市は市名となっているのだから、これは、もう少し歴史的意味があることを知っておいてほしいというのが、現在も私のもっている感想である。
向日町とよばれる町が成立したのは、天正二十年（一五九二）八月で、豊臣政権の時である。京都所司代前田玄以の定書があり、向日前新町三丁とある。三町は、向日神社前の西国街道に沿った地域で、上・下と向日明神領をさした。ところで当時は、商農分離令がだされており、百姓と町人の身分が分離され村と町の法的な違いもはっきりしていた。向日町は西国街道に沿った町場として、新しい町として認められたのである。旧乙訓郡でいえば、こうした町は向日町と大山崎の二町しかなかった。したがって商業をおこなえたのは、この二町のみで、他は農村であった。
ところで前田玄以の定書は、次のようなものである。㈠西国街道より西に家をたてても、これは従来どおり明神領である。㈡三町には百姓として負担を勤めるものは居住してはならない。㈢屋敷地を請取って、家を建てない場合には、「立勝」に家を建てるものに渡す。第二条は、百姓身分のものは町に住んではならない、ということで、二・三男や隠居はかまわなかった。農業に専念すべき百姓は村に固定されているが、一方で正規の百姓でないものの移住は禁止されていなかった。第三条は、こうした町建設にあたって、土地の割当てをするのであるが、家屋を建てるのが条件でそうしなければ権利を失ったのであった。当時ここは、この付近の一等地であるから、土地をおさえておいて、値上りを待つといったことはできなかった。それも町の繁栄をはかる政策の一つであったろう。
こうして向日町が誕生した折しも天下統一をなしとげた豊臣政権は京・大坂あるいは伏見に政庁をおいていたから、京都付近の発展は目ざましいものがあった。西国街道に沿い、京都郊外の町場としての向日町が繁栄したことはいうまでもないであろう。元和二年（一六一六）の上之町は、戸数百九十七戸、職種約四十となっており、おそらく豊臣時代には、二百五十戸を超えたとみられる。これは最近になって新移住者が入るまでは超えられることのなかった数字であった。

■「豊かなくらしと住みよい社会をつくる郵便貯金月間」　10月1日～3日■